



1636年～1869年(約230年)

伊予西條藩を知る ②4

(第一次西條藩)一柳家、(第二次西條藩)松平家



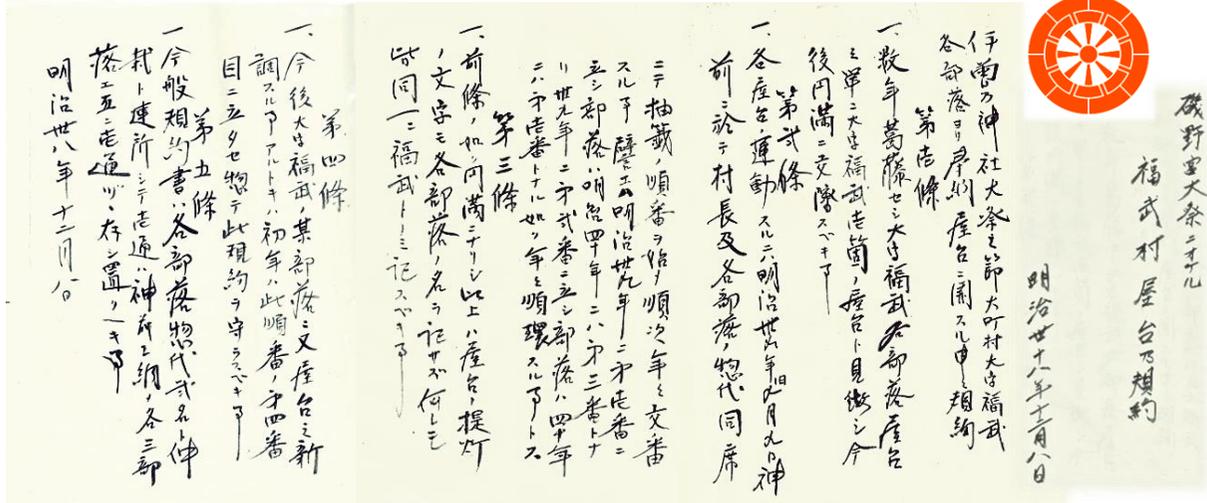
磯野宮大祭 (伊曾乃神社) ふくたけ (福武村屋台)



磯野宮大祭ニ于ル

福武村屋台ノ規約

明治廿八年七月八日



天保6年(1835 | 江戸時代)、第九代西條藩主松平頼学公が、第三代松平頼渡公から106年ぶりのお国入りの秋、西条祭の行列が陣屋のお堀端に勢揃いした風景を大手門から観られた。当時伊曾乃神社祭礼の行列はだんじり 18 台、みこし 5 台、お舟だんじり 1 台計 24 台で豪華絢爛たる絵巻を、絵師に描かせた。

その絵巻には、福武村屋台 1 台(黒塗り 3 階屋台、胴板周りだけ朱塗り、隅提灯表「福武村」・裏「ふくたけ」)が描かれている。その当時、西條誌には福武村は、153 軒・人数 578 人と記載がある。

福武村は、5 カ村(新田・西ノ川原・澤・天皇・地蔵原)で、「福武」地名の起こりは、鎌倉時代に福武村の名があるので、「大町」の起こりよりも古いことがわかる。

その後、明治に入り福武村屋台は、新田・西ノ川原・澤と3台になり、明治38年12月8日に大町村村長と伊曾乃神社宮司が仲裁し、福武村屋台運行について「磯野宮大祭ニ於ル福武村屋台の規約」が取り交わされた。

| 「伊曾乃神社大祭之節大町村大字福武各部落ヨリ奉納屋台ニ関スル申し立規約」 | |
|--------------------------------------|---|
| 第壹條 | 数年葛藤せし大字福武各部落屋台之単に大字福武壹個の屋台と見做し今後円満に交際すべき事 |
| 第貳條 | 各屋台運動するには明治39年旧9月9日神前に於て村長及各部落の惣代同席にて抽籤の順番を始め順次年々交番する事 譬えば明治39年に第壹番に立し部落は明治40年には第參番となり39年に第貳番に立し部落は40年には第壹番となる如く年々順環する事とす |
| 第三條 | 前條の如く円満になりし以上は屋台の提灯の文字も各部落の名を記さず何れも皆同一に福武とのみ記すべき事 |
| 第四條 | 今後大字福武の某部落に又屋台之新調する事あるときは初年は此順番の第四番目に立たせ惣て此規約を守らすべき事 |
| 第五條 | 今般規約書は各部落惣代式名と仲裁と連所して壹通は神前に納め各三部落互に壹通づつ存し置くべき事 |
| 明治 38年12月8日 | |

(参考資料) : 西條誌(日野和煦)、西条市誌(西条市)西条祭礼絵巻(福原敏男)、福武村史料、愛媛県生涯学習センター、他